

介護職員就労支援金

令和4年4月1日以降に開講した研修で、都道府県が指定した研修機関が実施する次の研修を終了し、それぞれの要件に該当する方に修了支援金の交付ができます。 ※先着順になります。

介護職員初任者研修修了者

対象者

研修終了日の翌日から起算して1年以内に市内の介護事業所等に就労し、支給申請時においても6カ月以上就労している者

支援金

40,000円を上限とする

※研修受講料が40,000円より低い場合はその額を補助する

また、他の機関から補助を受ける場合は、当該補助額を控除した額を研修受講料とする

※補助金額の算出にあたり、1,000円未満の端数があるときは切り捨てる

申込期限

交付対象に該当した日から翌月の末日迄

お申込・問合せ先

社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会
福祉人材育成事業担当
TEL 046-235-0220

介護支援専門員実務研修

対象者

①研修終了後の翌日から起算して5年以内に市内の介護事業所等に就労し、支給申請時においても6カ月以上継続して就労している者

②研修終了時点で市内の介護事業所等に就労しており、支給申請時に介護支援専門員として就労している者

※ただし、支給申請時に6カ月以上継続して就労していること

支援金

受講料の2分の1

※ただし40,000円を上限とする

※他の機関からの補助を受ける場合
該当補助金を控除した額を研修受講料とする

※補助金額の算出にあたり、1,000円未満の端数があるときは切り捨てる

